

政府推奨の創業塾 研修講師が誕生！！

3連休の2日間（平成26年10月11日・12日）、一般社団法人商業登記倶楽部主催の「スペシャリスト養成塾・合同会社完全マスターコース」が開催されました。

当所からは、パートナーの上野義治と彌島義尚が受講し、修了証が授与されて、「創業塾」の講師の資格が付与されました。

※ 創業塾とは

起業をお考えの方を対象に、実際の創業に役立つ内容で、商工会議所等が行う講座です。
「研修は、事業を開始するための心構え、ビジネスプラン（事業計画）作成方法、融資制度や創業事例の紹介などです」

◎ 合同会社について、

1、「新しい会社の類型」 その概略を説明いたします。

「合同会社とはどんな会社でしょうか」 株式会社、合名会社、合資会社との違いは？
合同会社は、平成18年5月1日（会社法制定時）に創設されました。
馴染みがないかも知れませんが、平成23年頃からの設立が増加しております。

2、「使い勝手の良さ」

(1) 低コストで設立できる

- ・定款認証不要（さらに電子定款の場合4万円の収入印紙不要）
- ・設立登記の登録免許税は6万円（株式会社は最低でも15万円）
- ・出資金の銀行振込、現物出資の検査役による検査も不要

(2) 維持コストが安い

- ・株主総会、取締役、取締役会、監査役等の会社の機関は不要
- ・役員には任期がないので、定期的な役員変更登記は不要
- ・決算公告不要

(3) 簡易・迅速な意思決定が可能

- ・株主総会、取締役会等の機関が不要なので、迅速な意思決定が可能

3、「合同会社に適した事業」

- (1) シニアや女性の起業
 - ・初期投資が抑えられるので、定年退職者や女性の方の起業
- (2) 節税を目的とした会社
 - ・資産管理会社や所有不動産の管理会社として
- (3) 子会社の設立
 - ・株主総会、取締役、取締役会等の機関が不要で、迅速な意思決定ができるので
- (4) 子会社を設立する場合
- (5) 共同事業のための事業体
 - ・専門家による共同事業、事業体集団投資システムのピークル（受け皿）として
- (6) 会社の種類を前面に出さない業種
 - ・別に屋号があり、会社の種類を表に出さない場合（理容室、美容室、鮮魚・野菜・果物等の販売等）

4、「合同会社の例」（5万6000社／平成25年末現在） こんな会社も合同会社です。

- ・合同会社西友
- ・アップルジャパン合同会社
- ・P&G マックスファクター合同会社
- ・ユニバーサルミュージック合同会社
- ・フジテレビラボ LLC 合同会社
- ・極東石油工業合同会社

設立手続や組織運営のマネジメントをリードできる専任司法書士がお世話いたします。
ご希望の方は、どうぞご連絡ください。当所は、迅速に責任ある対応をいたします。

2014（平成26）年10月15日

司法書士法人なにわ合同
担当 彌 島 義 尚